

場所 県環境科学研究所(富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1)
対象 小学生以上
※中学生以下は保護者が同伴してくだされ。

定員 24名

※定員になり次第締め切ります。

内容

- ①木の実などを使って炭作り
 - ②葛かご作り(炭入れ)
 - ③炭についての講義
- 申込開始日 10月27日(木)
申込・問合せ先
県環境科学研究所 環境教育・情報担当
☎0555(2)6203

相談

法務局なんでも無料相談

日時 10月24日(日)
9時〜15時30分

場所 甲府地方法務局4階
(甲府市北口1-2-19)

相談内容

- 不動産登記、会社などの登記手続きに関すること
 - 成年後見に関すること
 - 婚姻、離婚、養子縁組などの戸籍に関すること
 - 帰化などの国籍に関すること
 - 家賃の支払いなどの供託に関すること
 - 女性、子ども、高齢者に対する虐待、いじめ、セクハラなどの人権問題に関すること
- 問合せ先
甲府地方法務局
☎055(252)7153

行政書士による「電話110番」の開設

『遺言状や相続のこと』、『畑や田に家を建てたい』、『在留許可申請や帰化申請で困っている』、『事業経営の事務代行を頼みたい』などでお困りの方はお電話くだされ。

日時 10月4日(月)〜6日(水)
10時〜16時

場所 県行政書士会事務局
(甲府市丸の内2-14-13)

問合せ先

県行政書士会事務局
☎055(237)2601

無料法律相談会

借金問題、成年後見などでお困りの方はご利用くだされ。

日時 10月9日(土)13時〜16時

場所 富士河口湖町中央公民館
(富士河口湖町船津1-74-7)

申込・問合せ先

県司法書士会総合相談センター
☎055(253)2376

表示登記無料相談会

日時 10月9日(土)10時〜16時

場所 大月市民会館4階
(大月市御太刀2-11-22)

相談内容

- 土地、建物の表示に関すること
- 土地の地目変更に関すること
- 建物の表題登記、滅失登記に関すること

○土地の境界に関すること
問合せ先 県土地家屋調査士会
☎055(228)1311

県下一斉無料相談会

日時 10月16日(土)10時〜16時

会場

下吉田コミュニティセンター
(富士吉田市下吉田886)

問合せ先 県行政書士会

☎055(237)2601

試験

後期技能検定(建築大工・配管・鋼橋塗装 他)

国家試験後期技能検定の受け付けが始まります。

受付期間 10月8日(金)まで

受付時間 10時〜15時

検定料 実技試験 16,500円
学科試験 3,100円

試験日 各検定科目によって異なります。

※詳細は、お問い合わせくだされ。

場所 富士吉田職業訓練協会
(富士吉田市大明見862)

申込・問合せ先

富士吉田職業訓練協会
☎0555(22)5214

子育て

「やまなし子育てネット」を「利用」ください。

子育て中の保護者などの不安や負担を軽減するため、子育てに

関するさまざまな情報提供を行う「やまなし子育てネット」を開設しています。

掲載内容

■情報提供コーナー

○県や市で行っている子育てに関する各種行政サービス

○保育所や児童館、地域子育て支援センターなどの子育て支援施設

○子育てサークルや支援団体、子育てに関する相談窓口

■相談・掲示板コーナー

○子育てに関するさまざまな悩みや相談ごと

○子育てサークルのイベント情報などが書き込める「パパママ伝言板」を設置

URL <http://www.pref.yamanashi.jp/kosodate/>

問合せ先 県児童家庭課
☎055(223)1456

子どもへの虐待に気づいたら…

児童虐待は、子どもの心身の成長や、人格形成に重大な悪影響を与えるため、できるだけ早く発見して保護する必要があります。

児童虐待を疑わせるような状況にお気づきの場合は、福祉課 子育て支援担当または、児童相談所までご連絡くだされ。

連絡をいただいた方の秘密は堅く守ります。

連絡先

いききプラザ都留内 福祉課
子育て支援担当☎(46)5111

都留児童相談所
☎(45)7838

☎(45)7898(夜間、休日)

安心・安全

住宅用火災警報器

消防法の一部改正により、一般住宅や共同住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

新築の住宅については、平成18年6月1日から設置が義務付けられています。

既存の住宅(平成18年5月31日以前に確認申請を行ったもの)については、平成23年5月31日までに火災警報器を設置しなければなりません。

大切な「命」や「財産」を守るために、まだ住宅用火災警報器を設置していない住宅は、できるだけ早く設置くだされ。

問合せ先 県消防防災課
☎055(223)1430

違反建築防止週間

10月10日の日曜日(16日の土曜日)までの7日間は「違反建築防止週間」です。期間中、県内全域で一斉公開建築パトロールを実施します。

県や市の職員などが、建築工事現場への立入調査を行いますので、ご協力をお願いします。

建築物の新築や増築を行うときには、原則として事前に建築確認を受け、完成時には完成検査を受けなければなりません。

また、工事中の計画変更は事前手続きが必要であるとともに、建築物の規模や用途によっては、中